

群馬県市町村会館管理組合議会会議規則

昭和47年4月4日
議会規則第1号

改正 平成 5年8月10日議会規則第1号
平成25年2月12日議会規則第1号

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開会定刻前に指定された場所に参集しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故にて出席できないときは、その理由を付し、当日の会議の開会時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、選挙後最初の会議において議長が定める。

2 議席には、番号及び氏名票をつける。

(会期)

第4条 会期は、会期の初めに議決で延長することができる。

2 会期は、招集日から起算する。

(議会の開閉)

第6条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第7条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、議会の議決があったとき又は議長が必要と認めたときは、会議時間を変更することができる。

(休会)

第8条 議事の都合その他必要があるときは、議会の議決で休会することができる。

2 議長は、特に必要と認めるときは、休会中でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

第9条 会議の開会、散会、延長、中止又は休憩は議長が宣告する。

2 議長が開会を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第10条 議長は、会議の開会時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は議員の退席を制止し、又は議場外の議員の出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至った時は、議長は休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第11条 地方自治法第113条（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定による出席催告の方法は、議員の住所又は現住する場所に、文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案の提出及び動議

(議案の提出)

第12条 議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけ、法第112条第1項の規定により、賛成者を必要とするものについては、所定の賛成者とともに連署しなければならない。

(修正動議)

第13条 修正の動議は、その案をそなえ、あらかじめこれを議長に提出しなければならない。ただし、法115条の3の規定による修正の動議には、発議者が連署しなければならない。

(事件、動議の訂正及び撤回)

第14条 会議の議案となった議案を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めるときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(議事日程の作成及び配布)

第15条 議長は、会議の開会の日時、会議に付する事件及び順序等を記載した議事日程を定めあらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(議事日程の変更及び追加)

第16条 議長が必要と認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議にはかり、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第17条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更に議事日程に記載しなければならない。

(日程の終了及び延会)

第18条 議長は、議事日程に記載した事項が終わったときは散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事項が終わらない場合でも、議長が必要と認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議を延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の選考)

第19条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣言する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第20条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布ものの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めなければならない。

(投票)

第21条 議員は、職員の点呼に応じて、順次投票するものとする。

(投票の終了)

第22条 議長は、投票が終わったときは、投票もれの有無を確かめ投票の終了を宣告する。宣告の後には、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第23条 議長は、開会を宣告後3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議にはかって指名する。

3 投票の効力は、議長が、立会人の意見をきいて決定する。

(選挙結果の報告)

第24条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第25条 議長は、投票の有効無効を区分し、当該当選人の任期間、関係書類をあわせて保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第26条 会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第27条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

第28条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案の説明、質疑討論及び表決)

第29条 議案は、会議において発議者又は提案者からその趣旨及び内容について説明をきき議員の質疑を行ったのち討論に付し、その終結の後表決に付する。

(議事の継続)

第30条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において再びその事件が議題となったときは前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言方法)

第31条 会議において発言しようとする者は、挙手して議長の許可を得たのち、発言しなければならない。

(討論の方法)

第32条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第33条 議長が、議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わったのち議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは議席に復することができない。

(発言内容の制限)

第34条 発言はすべて明記するものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお、従わない場合は発言を禁止す

ることができる。

(議事進行に関する発言)

第35条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第36条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の終結)

第37条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣言する。

2 質疑続出して容易に終結しないときは、議員は質疑終結の動議を提出することができる。

3 賛否の発言が終わったとき、又は甲方が発言して乙方に発言の要求がないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。

4 質疑又は討論終結の動議については、議長は討論を用いないで議会にはかって決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第38条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることはできない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言はこの限りでない。

(一般質問)

第39条 議員は組合の一般事務につき、議長の許可を得て質問することができる。

(質問の準用)

第40条 質問については、第36条(発言の継続)及び第37条(質疑、討論の終結)の規定を準用する。

第7章表決

(表決問題の宣告)

第41条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を議会に宣告する。

(不在議員)

第42条 表決の宣告のとき、議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

(条件の禁止)

第43条 表決には、条件をつけることができない。

(起立による表決)

第44条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。この場合、起立者の多少を認定しがたいとき、又は宣告に対し議員2人以上から異議があるときは、議長は、投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第45条 議長が必要と認めるとき、又は出席議員の2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票により表決をとる。この場合は、同時に2方法の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第46条 投票を行う場合においては、問題を可とする議員は賛成、否とする議員は反対と投票用紙

に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第47条 記名投票又は無記名投票を行う場合は、第19条(選挙の宣告)第20条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第21条(投票)第22条(投票の終了)、第23条(開票及び投票の効力)第24条(選挙結果の報告)第25条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第48条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(簡易表決)

第49条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員の2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第50条 同一議題について議員から数値の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決する。ただし、表決の順序について出席議員の2人以上から異議のあるときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第8章 秘密会

(指定者以外の退場)

第51条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密保持)

第52条 秘密会の議事の記録は公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他にもらしてはならない。

第9章 辞職

(議員の辞職)

第53条 議長が辞職しようとするときは、議長職務を代理する者に辞表を提出する。ただし、副議長又は議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議にはかってその許否を決める。

第10章 規律

(品位の尊重)

第54条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(服装)

第55条 議場に入るものは見苦しくない服装をしなければならない。

(議事妨害の禁止)

第56条 何人も会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第57条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第58条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍等の閲読をしてはならない。

(議長の秩序保持権)

第59条 すべての規律に関する問題は議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

第11章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第60条 懲罰の動議は文書をもって所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

2 懲罰動議は、懲罰事犯のあった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第52条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りではない。

(懲罰の種類)

第61条 懲罰は次のとおりとする。

- (1) 公開の議場における戒告
- (2) 公開の議場における陳謝
- (3) 退場
- (4) 除名

(懲罰の宣告)

第62条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第12章 会議録

(会議録の記録)

第63条 会議録の記録に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の開会、閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 会議の開会、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の指名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の署名者)

第64条 会議録に署名すべき議員は2人とし、議長が会議において氏名する。

第13章 補則

(会議規則の疑義)

第65条 すべて会議規則の疑義は、議長が定める。ただし、異議があるときは議会にはかって決める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年8月10日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月12日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。